

教育委員会 平成28年1月臨時会の概要

- 日時 平成28年1月26日（火）
14時30分開会 14時43分閉会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について

日程2 議案第31号 国指定史跡永福寺跡条例の制定の申し出について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより1月臨時会を開会する。
朝比奈委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があったので、報告する。
本日の会議録署名委員を齋藤委員にお願いする。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。
では、日程に従い議事を進める。

- 1 議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について

下平委員長

日程の1 議案第30号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の1 議案第30号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」説明させていただく。

今回の改正は、平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の期末勤勉手当の支給割合の改定を予定しているため、併せて教育長の期末手当についても同割合を改定しようとするものである。改正前は年間3.25月分の支給割合だったものが、改正後は3.35月分となる。

平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例が施行されたことにより、本来であれば教育長の給与については常勤特別職職員の給与に関する条例に基づくところだが、本市では現教育長の在任中はなお従前の例によるという経過措置を適用しているため、議案のと通りの条例を改正するものである。

議案集2ページは、平成27年12月1日から適用する改正案で、12月期の期末手当を0.1月分引き上げるもので、引き上げた0.1月分は差額として支給することになる。

3ページは、平成28年4月1日から適用する改正案で、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものである。

質問・意見

下平委員長

改正点はどこになるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案集2ページの下線部、平成27年12月1日から適用するものは162.5/100が172.5/100になり、3ページの下線部、平成28年4月1日から適用するものは167.5/100になる。

下平委員長

今後、また給与が変わるようなことがあると、その都度条例を変える必要があるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

そのとおりである。

（採決の結果、議案第30号は原案どおり可決された）

2 議案第31号 国指定史跡永福寺跡条例の制定の申し出について

下平委員長

次に日程の2 議案第31号「国指定史跡永福寺跡条例の制定の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

文化財課担当課長

議案第31号「国指定史跡永福寺跡条例の制定の申し出について」説明する。議案集4ページをご覧ください。

国指定史跡永福寺跡条例については、1月20日に開催された教育委員会1月定例会でご審議いただき、議決を頂戴したところだが、当該条例案では開場時間についての規定は設けていなかった。

これは、当面苑池に水を張らないため、夜間も継続して開放しても危険性は低いことから、24時間の開園を予定したものだが、平成28年度も工事区域が残ることや、水を張らない場合においても、大量の降雨等により苑池に水が溜まることも想定されることから、万一の事故を回避するため夜間は閉鎖することが適当であると判断し、開場時間に関する条文を追加しようとするものである。

条例の内容だが、第4条として、開場時間を定めることとする。具体的には4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、前回議決いただいた第4条以降は、今回第4条を新たに加えたことにより繰り下げることとなる。

質問・意見

下平委員長

前回定例会からの変更は、第4条を加えたのみか。

文化財課担当課長

そのとおりである。

下平委員長

閉場の際は、門を閉めるのか。

文化財課担当課長

そうである。門自体は今もあるが、現在は開け放しであるものを施錠するようになる。

下平委員長

当初は24時間施錠する予定はなかったのか。

文化財課担当課長

その予定であったが、段差等があることも考え、閉場するようにしたものである。

(採決の結果、議案第 31 号は原案どおり可決された)

下平委員長

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって1月臨時会を閉会する。